

- 建設コンサルタント業務等における履行確実性評価型総合評価落札方式の導入
 令和5年3月31日付け技契第727号、技調第184号
 技術管理室長から技師長等あて

標記について、「建設コンサルタント業務等における履行確実性評価型総合評価落札方式の試行について」（令和3年3月17日付け技契第635号、技調第133号）により総合評価落札方式で実施する業務において試行してきたところであるが、今般、本格導入することとしたので通知する。

本制度は、令和5年8月1日以降に入札公告を行う業務から適用するものとする。
 なお、試行については、本通知の適用開始日の令和5年8月1日で廃止する。

記

1. 対象業務

一般競争入札により実施する測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務を対象とする。

2. 評価方法

評価は、価格点（価格点の配分に入札価格を予定価格で除した数値を乗じた数値をいう。）及び技術点の合計をもって行う。

3. 配点割合

配点は次のとおりとする。

評価項目		簡易型	標準型	
価格点		60点	40点	
技術点	企業の技術力	20点	20点	
	配置予定技術者の技術力	20点	20点	
	業務に対する取組姿勢	業務内容の理解度	—	20点※
		業務に対する実施方針	20点※	20点※
合計		120点	120点	

※ 業務内容の理解度及び業務に対する実施方針の評価は、4により、開札後に履行確実性の評価に応じて再評価する。

4. 履行確実性評価の審査・評価方法

(1) どのように確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施するものとする。

なお、ヒアリングの実施については、その旨を入札説明書において明らかにするもの

とする。

- (2) 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が工事請負契約の事務処理要領（昭和 37 年 10 月 8 日水公達昭和 37 年第 4 号。以下「事務処理要領」という。）第 14 条の 2 に基づく基準価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない者は、確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、一般競争参加資格確認申請書等（資料を含む。以下同じ。）のほかに、開札後、5 に掲げる資料の提出を求めることとする。なお、当該資料の提出期限は、提出を求める通知をした日の翌日から数えて 3 営業日以内とし、その旨をあらかじめ入札説明書において明らかにするものとする。
- (3) 調査基準価格を設定しない予定価格が 1,000 万円以下の業務等については、調査基準価格に代えて「品質確保基準価格」を設定するものとし、品質確保基準価格は、調査基準価格と同様の算出方法で算出するものとする。品質確保基準価格を設定した業務等については、本通知における「調査基準価格」を「品質確保基準価格」と読み替えるものとする。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書等（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、(1) のヒアリング及び(2) の追加資料等をもとに履行確実性の審査を行い、確実な履行の確保が認められる場合には、業務に対する取組姿勢（業務内容の理解度及び業務に対する実施方針）に係る評価点（以下「取組姿勢評価点」という。）をその履行確実性に応じて付与する。
- (5) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、①業務内容に対応した費用が計上されているか、②担当技術者に適正な報酬が支払われることになっているか、③品質管理体制が確保されているか、④再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、①から④までの各項目毎に審査した上で、5 段階（A～E）で総合的に評価する。
- (6) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。
- ① 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行をされる見込みが十分にあることから、確実な履行の確保が必ずしも十分にされないとする具体的な事情がない限り、(5) の履行確実性の評価を A とし、取組姿勢評価点に 1.0 を乗じて評価するものとする。
- ② 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(5) の評価に基づき、次の表の評価の欄に掲げる履行確実性に関する度合い（履行確実性度）を取組姿勢評価点に乗じることにより評価するものとする。

評価	履行確実性度
A	1.0
B	0.75
C	0.5
D	0.25
E	0

- (7) (1)のヒアリングは、事務処理要領第 14 条の 3 により行う事情聴取とは異なる性質のものであることに留意すること。
- (8) (1)のヒアリングに応じない者及び(2)の追加資料の提出を行わない者については、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (9) 履行確実性評価については、「測量・建設コンサルタント等業務における総合評価落札方式の実施について(平成 31 年 3 月 13 日付け 30 技契第 747 号、30 技管第 159 号)」による技術等の審査と同様に、総合評価審査小委員会又は調査設計業務等審査委員会が審議し、その結果を契約職等に通知するものとする。ただし、次のいずれにも該当しない場合は、当該審議及び通知を省略することができる。
 - ① (6)①の調査基準価格以上であるが、確実な履行の確保が必ずしも十分にされない
と認める具体的な事情がある場合
 - ② (6)②の調査基準価格を下回っている場合

5. 提出を求める資料等と確認内容

- (1) 当該価格により入札した理由(様式 1)
業務内容に対応した費用が計上されていること。
- (2) 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細(様式 2)
業務内容に対応した直接人件費、直接経費、その他原価が計上されていること。
- (3) 一般管理費等内訳書(様式 2-1)
業務内容に対応した一般管理費等が計上されていること。
- (4) 当該契約の履行体制(様式 3)
適切な履行体制、品質管理体制が確保されていること。
- (5) 手持の建設コンサルタント業務等の状況(様式 4)
適切な履行体制、品質管理体制が確保されていること。
- (6) 手持業務の人工(様式 4-1)
適切な履行体制、品質管理体制のための人工が確保されていること。
- (7) 配置予定技術者名簿(様式 5)
適切な履行体制、品質管理体制が確保されていること。
- (8) 直接人件費内訳書(様式 5-1)
適切な履行体制、品質管理体制のための人工及び報酬の支払が確保されていること。
- (9) 手持機械等の状況(測量・地質調査業務に限る)(様式 6)
業務内容に対応した機械等が計上されていること。
- (10) 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者(様式 7)
過去に同種又は類似の業務を実施した実績から、履行体制、品質管理体制に支障がないこと。

6. その他

- (1) 本対象業務においては、開札後に価格以外の要素である技術提案に関する評価を行うこととなるため、当該評価については、公正、公平な審査を通じて適切に行うよう厳

に留意すること。

(2) 本対象業務において履行確実性を評価した場合には、当該業務の落札結果の公表時にその履行確実性度について記載すること。

(3) 入札参加者に履行確実性の評価の審査方法を明示するため、入札説明書に別紙1（履行確実性評価について）を添付すること。

(4) 追加資料の提出は、開札後速やかに別紙2-1（履行確実性の評価に係る追加資料の提出について）により対象者あてに通知すること。

調査基準価格以上の価格で申込みを行った者の履行確実性に疑義がある場合のヒアリングは、開札後速やかに別紙2-2（履行確実性の評価に係るヒアリングの実施について）により対象者あてに通知すること。

(5) 履行確実性の評価を行う間は、落札決定は保留とすること。

○ 建設コンサルタント業務等における履行確実性評価型総合評価落札方式の対象除外業務について

令和5年6月29日付け技契第213号、技調第33号
技術管理室長から技師長等あて

建設コンサルタント業務等における履行確実性評価型総合評価落札方式の実施については、「建設コンサルタント業務等における履行確実性評価型総合評価落札方式の導入」（令和5年3月31日付け技契第727号、技調第184号）において導入したところであるが、不動産鑑定評価業務に係る契約方式について（平成21年9月14日付け21用調第4号）で入札公告を行う業務については対象除外業務とするので通知する。